資料番号 地域 2

令和3年10月5日

課 名 地域政策局中山間地域振興課

担当者 課長 藤谷

内線 2631

過疎地域持続的発展方針への国同意及び県計画の策定について

1 要旨・目的

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「新法」という。)に基づく、本県の過疎地域持続的発展方針(以下「発展方針」という。)について、8月27日に国の同意が得られ、同日付けで公表した。(新法第7条)

(発展方針の素案は、令和3年7月19日の総務委員会において説明のとおり、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画(以下「振興計画」という。)を基に整理)

○ また、発展方針に基づき、県が市町に協力して講じようとする措置の計画として、 過疎地域持続的発展県計画(以下「県計画」という。)を別冊のとおり策定した。 (新法第9条)

2 現状・背景

発展方針公表後,過疎市町等においては,発展方針に基づく市町計画について,順次, 市町議会の議決を得る手続きが進められている。(新法第8条)

3 県計画の構成

- (1) 基本的な事項 ※振興計画を基に整理
 - 目標と計画の達成状況の評価に関すること (新法により新たに追加)
 - 計画期間 令和3~7年度の5年間(発展方針と同じ)

(2) 地域の持続的発展のために実施すべき施策

- 発展方針に沿って本県が実施する具体的な事業
- 過疎市町等に対する国及び県による行財政上の支援措置(所管部局別)

4 その他(県計画に関する今後の予定)

県計画については, 今後, 県HPにおいて公表するとともに, 国へ提出予定

《参考》発展方針、県計画、市町計画の位置づけ

